

苦重建設株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

◆計画期間 令和2年12月1日～令和5年2月28日までの2年3か月間

◆目標と取り組み内容・実施時期

目標：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員……取得率を50%以上にする

子どもの出生時における育児休業の取得率を100%に促進すること

女性社員……取得率を100%とすること

<取り組み内容>

●令和2年12月～ 法に基づく諸制度に不備がないか調査

全社員を対象に、当社が定める育児・介護関係制度及び行動計画の周知徹底

●令和3年1月～ 男性も育児休業を取得できることの理解を深めるため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知

●令和3年2月～ 産休・育休取得可能対象者に対して、その都度、上司、人事担当者による面談を実施し育児休業の取得説明

育児休業の取得希望者を対象とした、社内講習会の実施

ホームページにて、取り組み状況報告